

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	イバラキ タロウ		
①氏名	茨城 太郎		
②生年月日	昭和	平成	5年 4月 15日 満(27)歳
③電話番号	029-0000-0000		④性別 男

⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	㈱〇〇で契約社員として週5日(月約20日)働いていたが、新型コロナウイルスの影響により勤務している店舗が4月8日から休業し、4月の勤務日数が5日に減ってしまった。営業再開がいつになるかは不明であり、5月はまだ勤務日は0日である。
-------------------------	--

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	単身世帯であり、平成〇年の大学卒業以降、㈱〇〇に勤務し自らの勤労収入で生計を維持している。
---------------------------	---

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	茨城県水戸市笠原町978-6
住居の家主等	株式会社〇〇不動産
喪失するおそれのある住居の家賃額	月50,000円
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	令和2年3月までは月20日程度の勤務日数であり月約20万円の収入があったが、家賃の支払いや食費、光熱水費などの支払いで、貯金はほとんどできない状況。4月の収入は3.6万円に減ってしまい、5月の給料は見込めない状況で、来月の家賃の支払いが難しくなってしまった。

申立事項

フリガナ	イバラキ	タロウ				
氏名	茨城	太郎				合計
続柄	本	人				
性別	男					
生年月日	H5.	4.15				
収入(月額)	36,000円		円	円	円	36,000円
預貯金等	220,523円		円	円	円	220,523円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

2020年 5月 10日

※各自治体に確認して記入 殿 申請者氏 茨城 太郎 印 記名押印又は署名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式 1 - 1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ①月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける※則第 3 条第 2 号に該当する者については、②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から 2 年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月 1 回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

2020年 5月 10日

殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 茨城 太郎 印

記名押印又は署名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

入居（予定）住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書
(様式 2 - 1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書 (様式 2 - 2)